

# 聖心女子大学におけるステークホルダーからのハラスメントに対する基本方針

2026年3月30日 制定

## 1. はじめに

聖心女子大学（以下「本学」という。）は、「一人一人の人間をかけがえない存在として愛するキリストの聖心(みこころ)に学び、自ら求めた学業を修め、その成果をもって社会との関わりを深める」という教育理念を礎に、常に教育・研究水準の向上に努めております。

今般、労働施策総合推進法の改正（2026年10月施行）により、いわゆるカスタマーハラスメントに対する方針等の明確化が事業主に義務付けられます。本学においても健全な職場環境と教育研究環境の維持及び向上を目的として、「聖心女子大学におけるステークホルダーからのハラスメントに対する基本方針」を策定しました。

本学は本方針に則り、社会通念上相当な範囲を超える要求や言動に対し、教職員を守り、健全な教育・研究環境と職場環境の維持及び向上のために行動します。

## 2. 本学におけるステークホルダーからのハラスメントの定義

(1) 本学では、ステークホルダーからのハラスメントについて、以下のとおり定義します。

- ① 大学のステークホルダーであって（学生、受験生及びこれらの父母等・家族・保証人、卒業生、寄付者、大学主催のイベントへの参加者、施設利用者、研究連携・社会連携における関係者、取引先の関係者、近隣住民等、大学の教育研究活動・事業活動における利害関係者全て）の言動であって、
- ② 教職員が従事する職務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより
- ③ 教職員の就業環境が害されるもの

上記①②③の要素をすべて満たすものをいう。

(2) 本学におけるステークホルダーからのハラスメントに具体例として、以下のような言動が考えられます。あくまで例示であり、これに限られるものではありません。

- 身体的な攻撃（暴行、傷害）
- 精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉棄損、侮辱、暴言）
- 差別的な言動、性的な言動
- 対面、電話、メール等手段を問わず、長時間の拘束や執拗な繰り返しによる過度な要求
- プライバシー侵害や人格否定に関わる発言
- インターネット上での誹謗中傷や業務妨害行為
- 担当者の交代・謝罪・処分や金銭補償等の不当な強要
- その他、社会通念上相当な範囲を逸脱した迷惑行為

### 3. 本学における基本方針

- 本学は、学生への教育環境の維持及び向上のため、また、教職員に対する安全配慮義務を尽くす見地から、ステークホルダーからのハラスメントを放置せず、組織として毅然と対処します。
- 本学は、正当なご意見、ご要望等に対しては、引き続き誠実に対応してまいります。
- しかし、本学は教職員の人格と尊厳を守るため、カスタマーハラスメントに該当すると判断した場合、以後の対応をお断りさせていただきます。
- 悪質なケースや業務妨害に該当すると判断した場合は、弁護士や警察等と連携し、厳正に対処します。